三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	生形　崇
変更後	

(2)　変更年月日
平成二十三年六月三十日

○関東地方整備局告示第四百二十六号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十三年十一月二十九日

関東地方整備局長　下保　修

一　登録番号
関東地方整備局長　3

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
財団法人群馬県建設技術センター

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	
変更後	藤澤　健治

(2)　変更年月日
平成二十三年十一月二十一日

○関東地方整備局告示第四百二十七号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十三年十一月二十九日

関東地方整備局長　下保　修

一　登録番号
関東地方整備局長　14

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
一般社団法人日本住宅性能評価機構

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	
変更後	鈴木　貞男、唐鎌　良雅

(2)　変更年月日
平成二十三年十一月十四日

○関東地方整備局告示第四百二十八号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十三年十一月二十九日

関東地方整備局長　下保　修

一　登録番号
関東地方整備局長　13

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
ユーディーアイ確認検査株式会社

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	田辺　惠善、鈴木　徹、水澤　雅義
変更後	柴崎　義幸、熊切　英夫、下山　千里、相澤美和子、栗原　香織、宮﨑留美子

(2)　変更年月日
平成二十三年十一月十七日

○近畿地方整備局告示第二百八十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年十一月二十九日

近畿地方整備局長　上総　周平

一　施行者の名称　奈良県

二　都市計画事業の種類及び名称　大和都市計画道路事業三・四・三百五号城廻り線及び三・四・三百号蘭町線

三　事業施行期間　自平成二十三年十一月二十九日至平成三十年三月三十一日

四　事業地
収用の部分　奈良県大和郡山市北郡山町、植槻町、城内町、天理町、南郡山町及び冠山町地内
使用の部分　奈良県大和郡山市北郡山町及び植槻町地内

○中国地方整備局告示第百九十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十一月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十一月二十九日

中国地方整備局長　戸田　和彦

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　九号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
鳥取市秋里一〇七〇番地先官有無番地地内	前	二四・〇〇～二〇七・五〇メートル
	後	二五・〇〇～一五五・五〇メートル

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局鳥取河川国道事務所

○中国地方整備局告示第百九十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十一月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十一月二十九日

中国地方整備局長　戸田　和彦

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
九号	鳥取市秋里一〇七〇番地先官有無番地地内	中国地方整備局及び同局鳥取河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年十一月二十九日